

会 報

第 130 号

<令和 7年 11 月 1日発行>

一般社団法人川越地区労働基準協会

インボイス登録番号[T2030005008612]

〒350-1124 川 越 市 新 宿 町 2 - 6 - 9

TEL (049) 244-9422 FAX (049) 242-0613

[URL] [https:// kawagoe-roudou.com](https://kawagoe-roudou.com)

安全は働くみんなでつくるもの 働くみんなを守るもの

令和7年度 衛生週間説明会を開催しました！



川越地区労働基準協会は、9 月 10 日
川越市の埼玉医科大学かわごえクリニ
ックで、県内企業の衛生管理者などを対
象とした「労働衛生講習会」を開催した。
講習会は、10 月1日～7日まで実施する
「全国労働衛生週間」に先駆けて実施。
同会の岩尾哲二事務局長は「さまざまな
要因で働く人の取り巻く環境は大きく変
化しており、職場に求められる課題も広が
っている。この衛生週間を契機に、これま

での活動を振り返って欲しい」と挨拶していた。

特別講演では、埼玉産業保健総合支援センターのメンタルヘルス対策・両立支援促進員の林久美子氏が「ハラスメントとメンタルヘルス」について講演。部下指導のアドバイスについて、近年では、上司と部下の関係性が変化していることを説明し、変化の一つとして「多様化、高度化する仕事に対応するため『上司が教える』から『お互いに学ぶ』関係性になっており、お互いに生かし合う姿勢が必要になっている」と語っていた。(埼玉新聞より抜粋)

令和7年度「労務管理と職場づくり」実務講習会について

<HP 参照 1/20 開催>

- ・労働基準監督署の是正措置や相談件数は、年々増加している
- ・パワハラ防止法の全面施行により、指導とハラスメントの境界線が問題に
- ・人材確保のための助成金制度も次々と改正・新設されている

「知らなかった！」では済まされない時代

経営リスクを回避し、健全な職場環境を整えるために、最新情報を学びませんか？

日 時：令和 8年 1 月 20 日（火）午後 2 時から午後 4 時 30 分を予定

会 場：埼玉医科大学かわごえクリニック 6 F 大会議室

費 用：無料

定 員：80 名

申し込み方法：参加申込書（別途チラシおよびHPからのダウンロード）

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号）の概要

改正の趣旨

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進、職場のメンタルヘルス対策の推進、化学物質による健康障害防止対策等の推進、機械等による労働災害の防止の促進等、高年齢労働者の労働災害防止の推進等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進【労働安全衛生法】

既存の労働災害防止対策に個人事業者等も取り込み、労働者のみならず個人事業者等による災害の防止を図るため、

- ① 注文者等が講ずべき措置（個人事業者等を含む作業従事者の混在作業による災害防止対策の強化など）を定め、併せてILO第155号条約（職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約）の履行に必要な整備を行う。
- ② 個人事業者等自身が講ずべき措置（安全衛生教育の受講等）や業務上災害の報告制度等を定める。

2. 職場のメンタルヘルス対策の推進【労働安全衛生法】

- ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている労働者数50人未満の事業場についても実施を義務とする。その際、50人未満の事業場の負担等に配慮し、施行までの十分な準備期間を確保する。

3. 化学物質による健康障害防止対策等の推進【労働安全衛生法、作業環境測定法】

- ① 化学物質の譲渡等実施者による危険性・有害性情報の通知義務違反に罰則を設ける。
- ② 化学物質の成分名が営業秘密である場合に、一定の有害性の低い物質に限り、代替化学名等の通知を認める。
なお、代替を認める対象は成分名に限ることとし、人体に及ぼす作用や応急の措置等は対象としない。
- ③ 個人ばく露測定について、作業環境測定の一つとして位置付け、作業環境測定士等による適切な実施の担保を図る。

4. 機械等による労働災害の防止の促進等【労働安全衛生法】

- ① ボイラー、クレーン等に係る製造許可の一部（設計審査）や製造時等検査について、民間の登録機関が実施できる範囲を拡大する。
- ② 登録機関や検査者の適正な業務実施のため、不正への対処や欠格要件を強化し、検査基準への遵守義務を課す。

5. 高齢者の労働災害防止の推進【労働安全衛生法】

- 高年齢労働者の労働災害防止に必要な措置の実施を事業者の努力義務とし、国が当該措置に関する指針を公表することとする。等
このほか、平成26年改正法において改正を行った労働安全衛生法第53条について、規定の修正を行う。

施行期日

令和8年4月1日（ただし、1①の一部は公布日、4②は令和8年1月1日、3③は令和8年10月1日、1②の一部は令和9年1月1日、1①及び②の一部は令和9年4月1日、2は公布後3年以内に政令で定める日、3④は公布後5年以内に政令で定める日）

＜厚生労働省ホームページより抜粋＞

＜特別勉強会開催＞高年齢労働者の安全を守るための最新知見と実施策について

＜HP参照 2/18 開催＞

近年、労働災害全体に占める高齢者の割合が増加傾向にあります。

特に注目すべきは、機械災害や墜落・転落だけではなく、転倒・腰痛・捻挫といった“行動災害”が多く報告されている点です。

このような「ちょっとした油断」や「長年の慣れ」から思いもよらぬ労災（労働災害）につながるケースが少なくありません。

また、令和8年4月1日より労働安全衛生法改正により高齢者の労働災害防止に必要な措置の実施が事業者の努力義務となります。

そこで、この度現場で役立つ「高年齢労働者の安全を守るための最新知見と実施策」をテーマとした勉強会を川越労働基準監督署と共同開催いたします。

経験豊富な人材を、事故なく長く活躍して頂くためにも、この勉強会をぜひ安全管理や職場づくりにお役立てください。

日 時：令和8年 2月18日（水）午後2時から午後4時30分を予定

会 場：埼玉医科大学かわごえクリニック 6F大会議室

費 用：無料

定 員：80名

申し込み方法：参加申込書（別途チラシおよびHPからのダウンロード）



騒音障害防止のためのガイドラインが約30年ぶりに改訂され、1年以上が経過した昨年5月、当センターではガイドラインの進捗状況を知るため、メールマガジン登録者3,617名を対象としたアンケートを実施しました。アンケートにご協力いただいた皆様、ありがとうございました。今回の改訂では、管理者の選任、新たな騒音測定方法、聴覚保護具の適切な使用、騒音健診の変更がその主なポイントとなっています。回収率が低率であったものの、今回の実施状況は騒音測定80%、騒音対策89%、騒音健診50%となっていました。これを20年前の類似の調査結果と比較してみると、各事業場の努力によって、20年の時を経て3管理のいずれも進捗していることがわ

コラムニスト紹介

埼玉産業保健総合支援センター

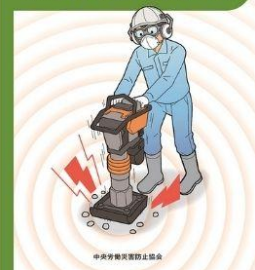
相談員 **武石 容子** 氏

耳鼻咽喉科医院院長、認定産業医、労働衛生コンサルタント、日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会認定騒音性難聴担当医、社会医学系専門医・指導医

近年のわが国の労働状況の変化に伴い、職場で問題となる耳鼻咽喉科疾患も多岐にわたるようになりました。中でも有害業務に関連する騒音性難聴や社会的影響の大きい睡眠時無呼吸症候群については、今後取り組んでいくお手伝いをさせていただければ幸いです。

【騒音障害防止のためのガイドライン対応】

「騒音障害を防ごう」



令和5年、約30年ぶりに改訂となった「騒音障害防止のためのガイドライン」に対応した小冊子。人体に及ぼす影響、聴覚保護具の使用法の2つのポイントを、イラストを交えてわかりやすく解説。騒音作業に従事する作業者にすすめの1冊。（定価：1冊 330円）

協会報をご覧になられた方に限り、当ガイドブックを無料で送付します。（先着順）

送付希望の方は、埼玉産業保健総合支援センターまでお電話にてお申込みください。（協会報を見たとお伝えください。）

かりました。その一方で騒音測定や騒音対策といった騒音管理は進んでいるものの、騒音健診を中心とした聴覚管理があいかわらず立ち後れていることがわかりました。特にこのような傾向が小規模だけでなく中規模事業場にまで及んでいるという現状は深刻でした…。その背景としては、騒音健診が法定健診ではないこと、騒音健診の実施機

関が地域で限られていること、加齢性難聴との鑑別が難しいことなどがあげられます。今回変更された騒音健診では、騒音性難聴の診断を決定づける、比較的高音域に局限した聴力低下（C5dip）を初期段階で捉えることができるよう、工夫されています。これは健診の事後措置で大きな意味を持ちますので、騒音健診の実施についてぜひ衛生委員会で審議していただければ幸いです。

無料で相談できます！

埼玉さんぽ
ってどんなところ？

当センターでは、産業医学、労働衛生工学、メンタルヘルス等に豊富な経験を有する専門スタッフが、産業保健関係者（産業医・産業看護職・衛生管理者・人事労務担当者等）からの産業保健に関する様々な問題について、窓口、電話、FAX、メール等でご相談に応じ、解決方法を助言しております。相談内容等の秘密は厳守し、無料でご利用いただけます。

健康に働ける環境づくりについて、さんぽセンターに相談してみませんか？

各分野の専門家が、皆様からのご相談に対応します

ホームページはこちら



「守（まもり）ちゃん」 「健（けん）ちゃん」

令和7年度 11月～(R.8)3月 講習会等一覧

※講習会等の詳細案内は、ホームページをご覧ください。

講 習 内 容	開 催 日	講 習 会 場
※技能講習 プレス機械作業主任者技能講習 @15,180円 定員30名	11月13日(木) 14日(金)	(一社)川越地区労働基準協会 川越市新宿町2-6-9 <JR川越駅西口15分> <駐車場：なし>
※特別講習 酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育 @9,130円 定員30名	11月18日(火)	(一社)川越地区労働基準協会 川越市新宿町2-6-9 <JR川越駅西口15分> <駐車場：なし>
※好評講習 保護具着用管理責任者教育 @12,320円 定員30名	12月02日(火)	(一社)川越地区労働基準協会 川越市新宿町2-6-9 <JR川越駅西口15分> <駐車場：なし>
※特別講習 粉じん作業特別教育 @8,580円 定員30名	12月16日(火)	(一社)川越地区労働基準協会 川越市新宿町2-6-9 <JR川越駅西口15分> <駐車場：なし>
※特別講習 動力プレスの金型等調整業務講習 @14,300円 定員30名	12月23日(火)	(一社)川越地区労働基準協会 川越市新宿町2-6-9 <JR川越駅西口15分> <駐車場：なし>
※好評講習 特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者講習会 @15,180円 定員80名	R8. 1月13日(火) 14日(水)	埼玉医大かわごえクリニック 川越市脇田本町21-7 <JR川越駅西口5分> <駐車場：なし>
※一般講習 経営者・管理者労務実務講習会 @無償 定員80名	R8. 1月20日(火)	埼玉医大かわごえクリニック 川越市脇田本町21-7 <JR川越駅西口5分> <駐車場：なし>
※特別講習 フルハーネス型墜落制止用器具特別教育 @8,690円 定員30名	R8. 1月27日(火)	(一社)川越地区労働基準協会 川越市新宿町2-6-9 <JR川越駅西口15分> <駐車場：なし>
※連合会共催 有機溶剤業務作業主任者技能講習 @15,180円 定員80名程度	R8. 2月12日(木) 13日(金)	埼玉医大かわごえクリニック 川越市脇田本町21-7 <JR川越駅西口5分> <駐車場：なし>
※目玉講習 化学物質管理者講習 @12,980円 定員30名	R8. 2月17日(火)	(一社)川越地区労働基準協会 川越市新宿町2-6-9 <JR川越駅西口15分> <駐車場：なし>
※特別勉強会 高年齢労働者の安全を守るための 最新知見と実施策の勉強会 @無償 定員80名	R8. 2月18日(火)	埼玉医大かわごえクリニック 川越市脇田本町21-7 <JR川越駅西口5分> <駐車場：なし>
※一般講習 危険予知(KY)訓練研修(第2回) @11,825円 定員30名程度	R8. 2月20日(金)	(一社)川越地区労働基準協会 川越市新宿町2-6-9 <JR川越駅西口15分> <駐車場：なし>
※好評講習 保護具着用管理責任者教育(第7回) @12,320円 定員30名程度	R8. 3月17日(火)	(一社)川越地区労働基準協会 川越市新宿町2-6-9 <JR川越駅西口15分> <駐車場：なし>
出張・出前講座お受けいたします。 オリジナルの教育カリキュラムなどもお気軽に相談ください。		

※上記金額は、会員割引金額です。

発行所

一般社団法人 川越地区労働基準協会



編 発 発
集 行 行
人 人 日

事 会 令
務 和
局 七
長 長 年

岩 白 十
尾 井 一
哲 宏 月
二 一 日